

令和6年田子町農業委員会第2回総会 議事録

1. 開会 令和6年2月13日（火） 午後6時00分
2. 閉会 令和6年2月13日（金） 午後6時30分
3. 場所 田子町役場 第1会議室
4. 提出案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 議案第3号
農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - 日程第4 議案第4号
農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - 日程第5 その他
5. 出席委員 （10名）

1 番山崎順子	2 番山市礼子	3 番上平満広	4 番畠山嘉昭	5 番佐藤豊美
6 番木崎正夫	7 番西野榮一	8 番澤頭勉	9 番細谷一夫	10 番大坊和民

欠席委員 （0名）
6. 会議署名委員
 - 8 番澤頭勉
 - 9 番細谷一夫
7. 職務のため出席した者
事務局長 白板 大幸 主査 袖村 征志 主事 宇藤 紳太郎

事務局長 会議に先立ちまして、本日の委員欠席状況についてご報告します。欠席は、0名となっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、過半数以上出席しておりますので会議は成立します。

それでは農業委員会憲章を唱和いたします。

唱和のリードは、1番山崎委員にお願いします。

(全員起立唱和)

事務局長 会長よりあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。それでは、以降の進行については、議長からお願いします。

議長 ただ今から、令和6年田子町農業委員会第1回総会を開会いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。

会議録署名委員は、議長より指名致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、指名致します。

8番澤頭委員、9番細谷委員にお願い致します。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題と致します。

(日程2) お諮りいたします。本総会を1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、本日1日と致します。

議長 日程第3、議案第3号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

(日程3) 事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、資料1ページをご覧ください。

議案第3号「農地法第3条第1項に基づく農業委員会の許可について」であります。

番号1番、土地の所在は

大字田子字長坂沢頭 1筆

現況地目は田であり、面積は3,596㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、3・4ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、売買になります。(100,000円)

番号2番、土地の所在は

大字田子字長坂沢頭 1筆

大字田子字長坂牛士道ノ上 1筆

現況地目は畑であり、合計面積は10,748㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、3・4ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、売買になります。(300,000円)

番号3番、土地の所在は、

大字田子字七日市上ノ平 1筆

現況地目は畑であり、面積は2,693㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、5・6ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、売買になります。(234,000円)

番号4番、土地の所在は、

大字原字野面 1筆

大字原字清水 2筆

現況地目は田であり、合計面積は6,494㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、7・8ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、使用貸借になります。

番号5番、土地の所在は、

大字石亀字石亀坂ノ上 2筆

現況地目は畑であり、合計面積は15,300㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、9・10ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、売買になります。(2,000,000円)

番号6番、土地の所在は、

大字遠瀬字和平 3筆

現況地目は畑であり、合計面積は374,243㎡の内58,724㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、11・12ページの航空写真、13ページの土地利用計画図
をご覧ください。

申請内容は、地役権の設定になります。(27,000,000 円/年 約 20 年間)

以上で説明を終わります。

議長 それでは、番号 1 番の現地調査の結果について、西村推進委員から報告願います。

西村 現地調査報告いたします。
推進委員 2月2日に、会長、西野委員、事務局の5人で現地を見てきました。
場所は、資料3・4ページをご覧ください。
譲受人の話では、水稻を栽培するということで問題はないと見てきました。
以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号 1 番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員異議ないようですので、番号 1 番の内容については、原案のとおり決定します。

議長 続いて、番号 2 番の現地調査の結果について、西村推進委員から報告願います。

西村 現地調査報告いたします。
推進委員 2月2日に、会長、西野委員、事務局の5人で現地を見てきました。
場所は、資料3・4ページをご覧ください。
譲受人の話では、にんにくを栽培するということで、問題はないと見てきました。
以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号 2 番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員異議ないようですので、番号 2 番の内容については、原案のとおり決定します。

議長 続いて、番号 3 番の現地調査の結果について、新井田推進委員から報告願います。

新井田 現地調査報告いたします。
推進委員 2月2日に、会長、西野委員、事務局の5人で現地を見てきました。

場所は、資料５・６ページをご覧ください。
譲受人の話では、にんにくを栽培するということで、問題はないと見てきました。
以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、番号３番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員、異議ないようですので、番号３番の申請については、原案のとおり決定します。

続いて、番号４番の現地調査の結果について、川端推進委員から報告願います。

川端
推進委員

現地調査報告いたします。

２月２日に、会長、事務局の４人で現地を見てきました。

場所は、資料７・８ページをご覧ください。

譲受人の話では、水稻を栽培するということで、問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、番号４番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員、異議ないようですので、番号４番の申請については、原案のとおり決定します。

続いて、番号５番の現地調査の結果について、上平委員から報告願います。

上平委員

現地調査報告いたします。

２月２日に、会長、事務局の４人で現地を見てきました。

場所は、資料９・１０ページをご覧ください。

譲受人の話では、たまねぎを栽培するということで、問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、番号５番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員、異議ないようですので、番号5番の申請については、原案のとおり決定します。

続いて、番号6番の現地調査の結果について、畠山委員から報告願います。

畠山委員

現地調査報告いたします。

2月2日に、会長、事務局の4人で現地を見てきました。

場所は、資料11・12ページをご覧ください。

譲受人の話では、羽下部、通行部、送電部の地役権の設定ということで、権利設定部分は必要最小限であり、農地への影響は少ないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、番号6番の内容について、審議願います。

質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員、異議ないようですので、番号6番の申請については、原案のとおり決定します。

議長

(日程4)

日程第4、議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

事務局長から説明願います。

事務局長

それでは、資料14ページをご覧下さい。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第4条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

番号1番、土地の所在は、

大字遠瀬字花木 1筆

現況地目は畑であり、面積は5,067㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、15・16ページの航空写真、17ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請内容は鳥インフルエンザ防疫等施設用地の造成に係る転用であります。

本土地は第1種農地となっており、許可要件としては、「農地法の運用について」

の例外規定の「農畜産物処理加工施設、農畜産販売施設」を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、番号1番の現地調査の結果について、畠山委員から報告願います。

畠山委員 現地調査報告いたします。

2月2日に、会長、事務局の4人で現地を見てきました。

場所は、資料15・16ページをご覧ください。

譲受人の話では、鳥インフルエンザ防疫等施設用地の造成ということで、申請地と周囲の状況、土地利用計画図の具体的内容、周辺農地所有者からの同意書をもっていることから、転用後の周辺農地への影響は少ないと思われま

す。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号1番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

全員異議ないようですので、番号1番の内容については原案のとおりとし、その旨の意見書を県に送付します。

議長 日程第5、「その他」に入ります。

(日程5) 事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、諸般の報告をご覧ください。

1月25日(木) 申請締め切り・告示

2月2日(金) 総会案件に係る現地調査を行いました。

2月7日(水) 総会案件に係る企画会議を開催しました。

次に、2月総会以降の予定について、お知らせいたします。

2月22日(木) 申請締め切り・告示

3月5日(火) 現地調査を予定しています。

3月7日(木) 企画会議を予定しています。

3月11日(月) 第3回総会を予定しています。

18:00～ 役場第一会議室

2月27日(火)に会長が青森市で行われる青森県農業委員会会長会議・研修会に参加する予定です。

3月18日(月)に地域計画に関する座談会を予定しております。後日、文書に

よりご連絡いたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、これに関しまして、ご質問はありますか。

(質問なしの声、多数あり)

ないようですので、以上をもちまして、令和6年田子町農業委員会2回総会を閉会いたします。

議事録署名者

議事録署名者
